

# NEWS

## アセック廃棄物セミナー 報告

11月8日（水）午後2時からウインクあいち 大会議室902（名古屋市中村区）にて（公財）愛知臨海環境整備センター（略称:アセック）主催の「アセック廃棄物セミナー」が、企業80名、自治体関係者70名、計150名の出席のもと開催されました。

セミナーは専務理事 伊藤和己氏の開会の挨拶後、「違反事例に学ぶ廃棄物処理法～あなたの会社では違反を見逃していませんか～」と題して、BUN環境課題研修事務所主宰 長岡文明氏の講演が行われました。事例では



開会挨拶をする  
アセック 伊藤専務理事

一般女性がショッピングセンターに家庭ごみを捨てた場合は、廃棄物処理法第16条違反となり、罰則は第25条第1項第14号の不法投棄に該当し、5

年以下の懲役若しくは、千万円以下の罰金、又はこれを併科する、という罰則になるとのことです。行政処分・改善命令は、許可業者ではないため処分はありませんが、関連してダイコー事件の話があり、ダイコー（株）



講師のBUN環境課題  
研修事務所 長岡主宰

の許可を取り消しにすると改善命令が出せなくなるため、許可は取り消さなかったこと等、事件の対応について触れました。長岡氏は環境省の「食品廃棄物の不正転売事案について（総括）」の取りまとめに協力をされた有識者としての経緯もあり、事件についても解説がありました。他の事例では、食品会社の従業員が会社の商品を投棄した事例、 Manifestoが交付されていないのに産業廃棄物を受け取って運搬した事例等が多数紹介され、該当する罰則及び行政処分について解説がありました。

次に「産業廃棄物不適正処理の防止について」と題して、愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視



指導室室長補佐 中島 賢氏の講演が行われました。中島氏はダイコー事案の経緯の中で、処理困難通知（通称 give up 通知）を受けた排出事業者は、廃棄物の回収等を講ずる義務が課せられる、と説明しました。また不



講師の愛知県資源循環  
推進課 中島室長補佐

適正処理事案の再発防止対策では、監視体制の強化、排出事業者・処理事業者に対する指導強化、廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進の3つを述べました。守っていただきたいこととして、排出事業者へは適切な処理業者の選定等、適正な委託契約、実地による確認を、処理業者へは、産業廃棄物を品目ごとに分類、過剰に保管しない、発生時期が古い廃棄物を保管しない、悪臭・害虫の発生、廃棄物の飛散・流出の防止を挙げました。質疑応答では、処理業者を選ぶ際、反社会的勢力かどうか知るにはどうすればよいか、との質問があり、（公財）暴力追放愛知県民会議へ問い合わせてくださいとの回答でした。

アセックからは「衣浦港3号地廃棄物最終処分場の現状と割引制度について」と題して、管理部管理課課長代理 松山純也氏から説明がありました。特に継続割引として、継続搬入年数に応じて15～30%割引を適用



説明者のアセック  
松山課長代理

しており、継続するほど安くなるということです。また排出事業者に向けて無料判定制度\*も行っておりますので、詳細についてはアセックへお尋ねしてくださいと述べ、セミナーは終了しました。

\*無料で廃棄物溶出試験等の分析を実施する制度